

## Iasa 日本支部 個人会員規約

本会員規約は、Iasa 日本支部（以下「当団体」という）が独自に提供するサービス（以下「本サービス」という）の利用について、本サービスの利用申し込みを希望する個人（以下「個人会員 A」という）が本サービスを利用する場合に適用されます。

### 第 1 条 Iasa 日本支部における個人会員および個人会員の種類

1. 個人会員 A は、Iasa 日本支部独自の会員のことを指し、Iasa Global の直接の会員で、Iasa 日本支部の会員ではない個人については、本規約においては、個人会員 B と定めます。
2. 個人会員 A は、既に Iasa Global の直接の会員であるもの（個人会員 B）が、Iasa 日本支部において新たに申し込むもので、Iasa Global の直接の会員（個人会員 B）ではないものが個人会員 A の申し込みは原則できないものとします。但し、同時申し込み、あるいは既に申し込んでいるが手続き上のずれの為に Iasa Global の会員となっていないなどの場合は、個人会員 A への申し込みは可能であるものとします。

### 第 2 条 会員登録・変更

1. 個人会員 A は、当団体所定の方法で入会を申し込み、当団体が承認した場合に会員として登録されます。
2. 個人会員 A は、当団体が別途定めるサービス内容に基づき、サービスを利用します。
3. 個人会員 A は、Iasa Global の会員であることが前提です。
4. 個人会員 A は、氏名、メールアドレス等、必須の登録事項について真実のものを記入しなければなりません。以下の場合には、会員登録を拒否し、会員登録承認後であっても会員登録を抹消することがあります。
  - ① 個人会員 A 情報の登録情報に虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
  - ② 個人会員 A のアカウントを他の人と共用した場合
  - ③ その他、当団体が本サービスの提供を行うことが不適切であると判断した場合
5. 当団体は、会員の契約期間に基づき、Web サイトに登録された各個人会員 A の有効期限 (Expiration Date) 情報について、直接情報のアップデートを行うことがあります。
6. その他 Iasa Global が提供する Web サイトのサービスや規約については、サービス提供元である Iasa Global に従うものとします。

### 第 3 条 退会

1. 会員は、当団体所定の方法で退会を申込み、当団体が正式に受理した時点で退会とします。

2. 退会と同時に、Web サイトを含む当団体が独自に提供するサービスの提供が終了します。
3. 退会は、毎年の会員期間末日の1か月前の申請を必要とし、その日を過ぎた場合は自動更新の意思表示があったものとします。
4. 本条が定める退会は Iasa 日本支部からの退会を示すものであって、Iasa Global を示すものではありません。Iasa Global の退会については、Iasa Global の手続き等に従ってください。

#### 第4条 会員期間

1. 毎年の会員期間は、10月1日から翌年の9月30日までとします。

#### 第5条 会費

1. 年間の会費は、別表1に定めるとおりとします。
2. 当団体の会費は、Iasa Global の会費とは別に当団体にお支払いいただくものです。
3. 当団体が施行するプロモーション等により異なる年会費が設定されることがあります。
4. 会費は、初年度は入会申し込み時に支払うこととし、次年度以降は当団体発行の請求書による前納一括払いとします。
5. 会員が既に納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。ただし、当団体がサービス提供を終了する場合は、第7条に従うものとします。

#### 第6条 本サービスの利用

1. 個人会員Aは、本サービスを利用して、当団体が提供する、すでに公開されている情報を検索・閲覧ならびに新規に共有される情報得ることができます。
2. 会員は、本サービスを利用して入手した情報を、会員の自己の内部的使用のために共有することができます。ただし、会員は、(1)これをさらに複製すること、(2)編集すること、および(3)第三者に譲渡することはできません。
3. 会員は、本サービスに関して本会員規約に明示する以外の利用をすることはできません。

#### 第7条 設備等

会員は、本サービスを利用するために必要となった通信機器、ソフトウェア、通信回線等すべての機器設備および電気通信サービスを自己の責任および費用をもって準備し設置します。

#### 第8条 本サービスの変更・中断・終了

1. 当団体は、会員への予告を行うことなく、本サービスの内容を随時追加、改廃その他

の方法で変更することができます。

2. 当団体は、本サービスの保守点検、不測の事態その他の理由により、会員への予告なく、本サービスの提供を一時的に中断することができます。

3. 当団体は、会員に対し3ヶ月前までに告知した上で、本サービスを終了することができます。ただし、会員が本サービス終了時以降の料金をすでに支払っていた場合には、当団体は、会員に対し遅滞なく清算し返金するものとし、登録されたメールアドレスや電話番号に連絡できない、または会員から当団体に対して回答がない場合など、当団体の責めに帰すべからざる理由により返金できない場合は、本サービス終了の日から1年の経過により当団体の返金義務は消滅します。

4. 本サービスの変更・中断・終了により会員に生じた損害につき、当団体は一切責任を負いません。

5. 本規約および別表等の追加および改廃等による変更については、理事会決議に基づくものとします。

#### 附則

本会員規約は、2016年4月1日から実施します。

別表 1

(1) 会費について

- ・原則年払いとします。
- ・年会費は、10,000円（消費税別）とします。

(2) Iasa Global の会員であることの証明について

- ・入会時あるいは会員資格更新時に、Iasa Global の会員であることを証する資料等を当団体にご提示いただきます。

以上